

はじめに

文部科学省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年4月施行)を受け策定された「文部科学省政策評価基本計画」(平成14年3月、文部科学大臣決定)及び「平成16年度文部科学省政策評価実施計画」(平成16年3月文部科学大臣決定)に基づき、事業評価として平成17年度予算概算要求を予定する新規・拡充事業のうち主なものについて事前評価を、また、平成15年度に達成年度が到来した事業について事後的な検証を自ら実施した。

(1) 評価の方法等

文部科学省では、事業評価、実績評価、総合評価の3つの評価方式を用いて政策評価を実施しているが、この事業評価では、

事前評価として、社会的影響又は予算規模が大きいもの(研究開発課題については総額10億円以上)で、平成17年度予算概算要求において新規要求又は拡充要求が予定されている78事業(以下「新規・拡充事業」という。)を対象に、事業の必要性、効率性、有効性、得ようとする効果、達成年度等の評価事後評価として、過去に事前評価を実施したもので平成15年度に達成年度が到来した8事業(以下「達成年度到来事業」という。)を対象に、得られた効果を把握し、得ようとした効果との比較・検討を行うことによる事後的な検証を実施した。ただし、文部科学省所管の独立行政法人において企画・実施される事業については、事業評価の対象としていない。

評価を実施するに際しては、これまで実施した事業評価の経験等を踏まえ、評価の実施方法等について、以下のような改善を行った。

まず、事前評価(新規・拡充事業)については、事業の実施によりどのような状態になることを目指すのか(「得ようとする効果」)を明確にするとともに、これらの効果を把握するための指標の設定、外部評価の活用等の方針(「効果の把握の仕方」)を明示するよう努めた。また、事業の実施により得ようとする効果と、上位の達成目標及び施策目標(基本目標)の論理的な関係の整理に努めた。加えて、「文部科学省実績評価書 - 平成15年度実績 - 」(平成16年8月)との連携を強化することにより、新規・拡充事業の事前評価が、関連する施策の過去の実績を踏まえたものとなるよう努めた。

事後評価(達成年度到来事業)については、得られた効果を可能な限り具体的なデータ・情報等を用いてより客観的に示すよう努めた。また、事後評価の結果今後も事業を継続していくべきとされた事業について、次に得ようとする効果及び達成時期を明示し、継続的な事業の検証・見直しが可能となるよう努めた。

(2) 評価結果の活用等

文部科学省においては、昨年度に引き続き、新規・拡充事業に係る政策評価官房ヒアリングを共同して実施するなど、政策評価担当部局と予算担当部局の連携を強化し、事業評価の結果の平成17年度予算概算要求等への適切な反映を図った。

また、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」(座長：伊藤大一政策研究大学院大学教授)の委員各位より、評価票の見直し等評価方法の改善について助言を得るとともに、事業評価書の作成に当たっては予め評価書案を送付し助言を頂いた。

本評価書は、文部科学省政策評価会議(議長：事務次官)において決定した後、文部科学省のホームページ等を通じて公表する。